

写

健水発第 0729002 号
平成 17 年 7 月 29 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿



水道事業における石綿による健康障害防止対策への適切な対応について

今般、過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業に従事していた元労働者等に、肺がん、中皮腫等の健康障害が多発していること、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されるなど、石綿による健康問題が社会的な関心を集めており、本問題への適切な対応が求められています。

このため、別添 1 のとおり、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対し石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応を求めるとともに、関係省庁に対し健康障害防止対策への適切な対応について関係団体に周知すること等が依頼されているところです。

水道事業関係では、昭和 60 年頃まで製造されていた石綿セメント管の切断等を行う作業が労働安全衛生法に基づく特定化学物質等予防規則や石綿障害予防規則の規制対象とされてきたところであり、撤去作業等を行う場合における健康障害防止対策の更なる徹底と、過去にこれらの作業に従事していた職員の健康管理の充実等が求められています。

については、別添 1 の内容について、管下の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、周知いただきますようお願い致します。

なお、水道事業者等から工事作業を請け負う者に対する石綿による健康障害防止対策への適切な対応については、別添 2 のとおり、国土交通省から関係団体に対し、傘下会員に対する周知徹底の協力が依頼されております。